

可児市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R6.1.1)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4 年度 の 人 件 費 率
5 年度	100,207 人	35,377,652 千円	2,810,100 千円	4,581,535 千円	13.0%	12.6%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	475人	1,602,233 千円	328,590 千円	682,195 千円	2,613,018 千円	5,501 千円	5,989 千円

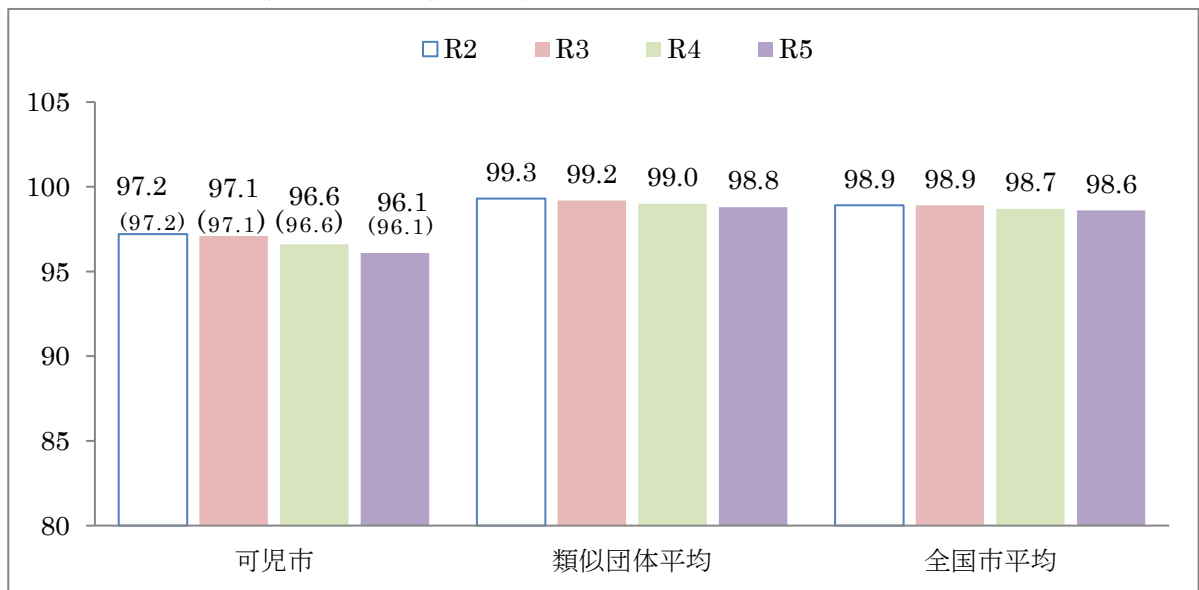
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 類似団体とは、人口規模、産業構造が類似している団体のことで、可児市はⅢ-2に分類される。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の補正率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(内容) 初任給は、民間との間に差があること等を踏まえ、大卒に係る初任給を 11,000 円、高卒に係る初任給を 12,000 円引上げ。初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を通減させる形で引上げ改定。(平均改定率 1.1%)。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準 3%に対し、可児市においても 3%を支給。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 1%、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 2%を支給。平成 28 年 4 月 1 日から 3%を支給。

(参考)

	平成 26 年度 の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度～令和 5 年度 の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	0%	1%	2%	3%
可児市の支 給割合	0%	1%	2%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(注)岐阜県及び国の数値については、総務省の通知があり次第更新する。以降の各項目について同様である。なお、民間数値についても同様である。

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	43.6 歳	313,700 円	375,684 円	346,102 円
岐阜県	42.8 歳	325,421 円	403,581 円	359,816 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	42.4 歳	317,992 円	397,290 円	353,521 円

② 税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	37.5 歳	278,100 円	353,733 円	295,909 円
国	42.0 歳	352,263 円	—	428,330 円
類似団体	37.0 歳	281,810 円	369,434 円	307,656 円

③ 医療職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	36.8 歳	280,600 円	318,608 円	293,365 円
国	47.8 歳	321,176 円	— 円	360,574 円
類似団体	40.3 歳	302,382 円	378,260 円	322,951 円

④ 福祉職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
可児市	33.0 歳	256,400 円	296,241 円	272,914 円
国	44.2 歳	337,885 円	— 円	387,943 円
類似団体	37.5 歳	281,626 円	324,611 円	301,952 円

⑤ 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B
可児市	53.0 歳	7 人	244,700 円	261,486 円	253,957 円	—	—	—	—
うち清掃職員	58.8 歳	1 人	307,200 円	320,900 円	316,400 円	清掃等 従事者	49.1 歳	241,700 円	1.33
うちその他職員	52.0 歳	6 人	234,300 円	251,600 円	243,567 円	—	—	—	—
岐阜県	47.6 歳	117 人	267,973 円	310,125 円	283,525 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	53.6 歳	39 人	311,898 円	346,859 円	326,774 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
可児市	—	—	—
うち清掃職員	5,310,000 円	3,253,900 円	1.63
うちその他職員	4,167,200 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

⑥教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
可児市	42.3歳	345,500円	414,406円	376,061円
岐阜県	41.3歳	358,784円	397,766円	—
類似団体	41.2歳	308,604円	350,830円	—

1「平均給料月額」とは、4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		可児市	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	206,000円	196,200円
	高校卒	166,600円	187,700円	166,600円
医療職	大学卒	189,300円～	177,400円～	189,300円～
	短大卒	209,300円	218,600円	209,300円
福祉職	大学卒	202,500円	—	202,500円
	短大卒	189,600円	—	189,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

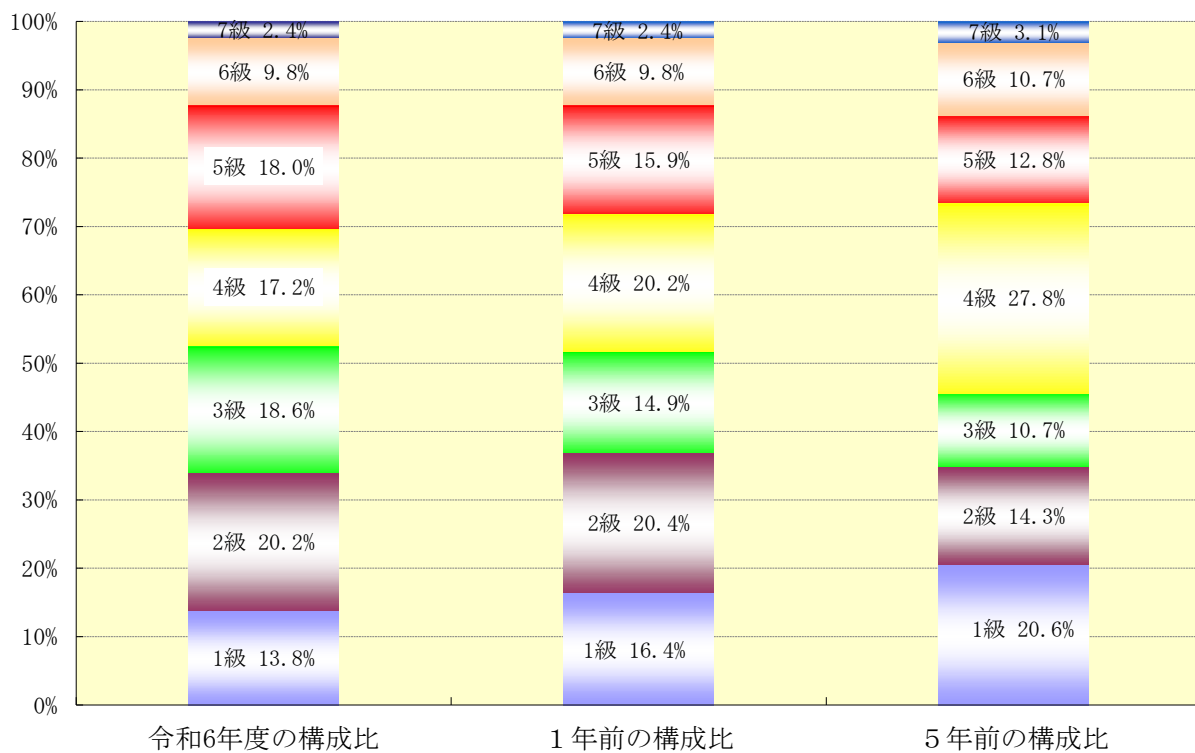
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	278,613円	363,467円	379,575円	396,464円
	高校卒	—	—	—	383,800円

技能労職及び教育職は該当者無し若しくは少数であるため、掲載を省略する。

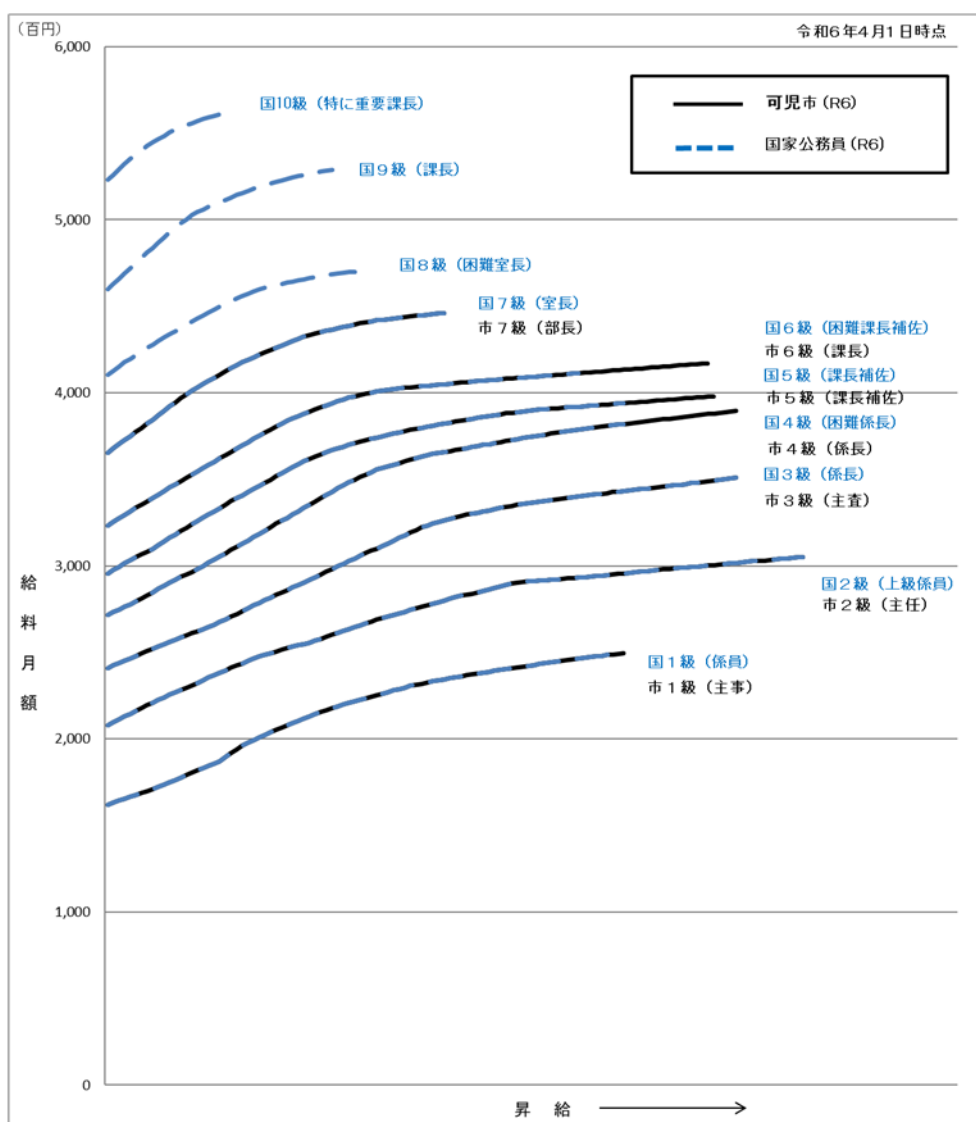
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	9	2.4%	365,500円	446,200円
6級	課長	37	9.8%	323,100円	417,100円
5級	課長補佐	68	18.0%	295,400円	398,000円
4級	係長・主任主査	65	17.2%	271,600円	389,500円
3級	主査	70	18.6%	240,900円	351,000円
2級	主任	76	20.2%	208,000円	305,200円
1級	主事	52	13.8%	162,100円	249,400円



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

全職員において人事評価の結果を反映しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

可児市	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,519千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,653千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.45月分 2.05月分 特定管理職員 2.05月分 2.45月分 再任用職員 1.375月分 0.975月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.45月分 2.05月分 管理・監督職員 2.05月分 2.45月分 再任用職員 1.375月分 0.975月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.45月分 2.05月分 管理・監督職員 2.45月分 2.05月分 再任用職員 1.375月分 0.975月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

勤勉手当は、主任職以上には人事評価の結果に基づく成績率を適用しています。

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

可児市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.670月分	24.587月分	勤続20年	19.670月分	24.587月分
勤続25年	28.040月分	33.271月分	勤続25年	28.040月分	33.271月分
勤続35年	39.758月分	47.709月分	勤続35年	39.758月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
1人当たり平均支給額 自己都合 7,758千円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 60歳以後定年前に退職した職員の退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を【定年退職】として算定されます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		56,223千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		109,384円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
可児市	3%	513人	3%
岐阜市	6%	1人	6%

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（５年度決算）			383 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）			63,875 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）			1.2%
手当の種類（手当数）			4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
不快手当	環境課職員 福祉支援課職員	犬・猫等の死体を処理する業務	1 件 500 円
福祉手当		行旅病人を収容する業務	1 件 1,000 円
		行旅死亡人の収容、処理に関する業務	1 件 2,000 円
		消毒その他の感染症防疫作業に係る業務	1 日 500 円
危険手当		野犬等を捕獲する業務	1 件 300 円
災害応急対策 等派遣手当	全職員	本市の区域外の地域で行った災害応急対策、災害復旧等の支援業務	1 日 1,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5 年度決算）	145,131 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5 年度決算）	328 千円
支給実績（4 年度決算）	154,476 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（4 年度決算）	353 千円

（注）職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度との異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 10,000円 (3) 満 60 歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 6,500円 (5) 重度心身障がい者 6,500円	同	—	42,598 千円	247,665 円
住居手当	(1) 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額 (2) 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（上限 17,000 円）を 11,000 円に加算した額	同	—	22,718 千円	291,254 円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、55,000 円を超えることはできない	同	—	26,073 千円	63,594 円
管理職手当	職務の級 7 級 1 種 77,400 円 6 級 1 種 72,700 円 6 級 2 種 62,300 円 6 級 3 種 51,900 円 5 級及び 4 級 2 種 55,500 円 5 級及び 4 級 3 種 49,600 円	同	—	49,928 千円	703,214 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給	同	—	1,514 千円	1 回 4,400 円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合	同	—	622 千円	8,761 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日）

区 分			給 料			月 額			等		
給料	市 副 市 長		920,000 円 780,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額							
				市 長	最 高	1,073,000 円	最 低	884,000 円	副 市 長	最 高	881,000 円
報酬	議 副 議 長	長 員	480,000 円	議 長	最 高	630,000 円	最 低	452,000 円			
			425,000 円	副 議 長	最 高	550,000 円	最 低	390,000 円			
			400,000 円	議 員	最 高	520,000 円	最 低	370,000 円			
期末手当	市 副 市 長		(令 和 5 年 度 支 給 割 合) 4. 5 月 分								
	議 副 議 長										
退職手当	市 副 市 長		(算 定 方 式)			(1 期 の 手 当 額)			(支 給 時 期)		
			920,000 円 × 在 職 年 数 × 500 / 100			18,400,000 円			任 期 毎 に 支 給		
			780,000 円 × 在 職 年 数 × 300 / 100			9,360,000 円			任 期 毎 に 支 給		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

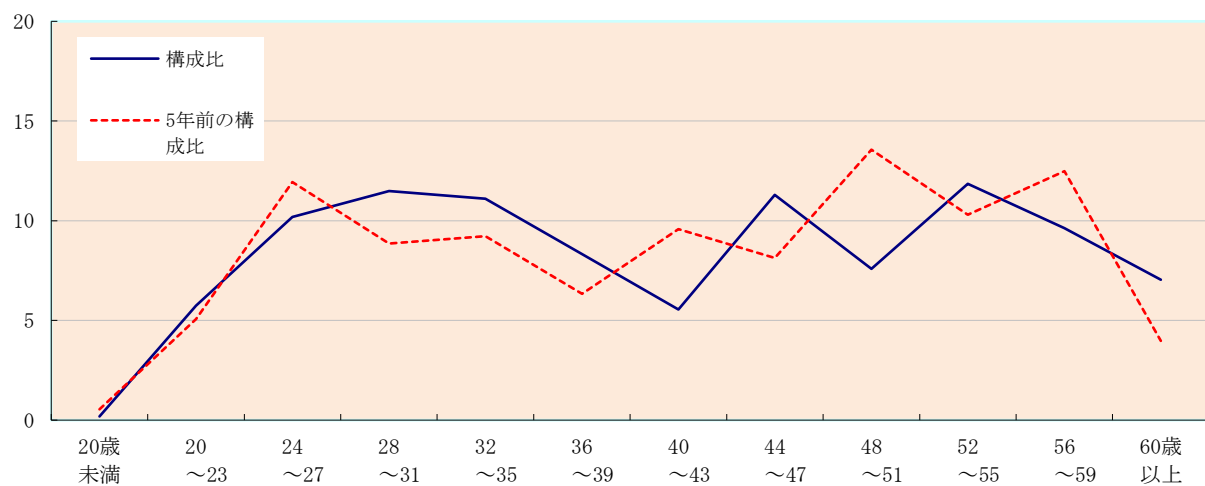
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	業 務 増 に よ る 職 員 の 増 員 職 員 異 動 等 に よ る 欠 員 の 不 補 充 業 務 増 に よ る 職 員 の 増 員 事 務 の 統 廃 合 縮 小 職 員 異 動 等 に よ る 欠 員 の 不 補 充 業 務 増 に よ る 職 員 の 増 員 短 時 間 勤 務 職 員 の 増 加 等
		総 務・企 画	151	152	1	
		税 務	36	34	▲ 2	
		民 生	107	109	2	
		衛 生	41	38	▲ 3	
		農 林 水 産	13	12	▲ 1	
		商 工	14	16	2	
		土 木	42	40	▲ 2	
		計	410	407	▲ 3	
	教育部門	65	69	4	業 務 増 に よ る 職 員 の 増 員	
小 計	475	476	1	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 40.62人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 51.27人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	13	14	1	業 務 増 に よ る 職 員 の 増 員 職 員 異 動 等 に よ る 欠 員 の 不 補 充	
	下 水 道	11	11	0		
	そ の 他	40	39	▲ 1		
	小 計	64	64	0		
合 計			539 〔 596 〕	540 〔 596 〕	1	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 53.88人

(注) ※職員数は一般職に属する職員数である。

※〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

(%)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	31人	55人	62人	60人	45人	30人	61人	41人	64人	52人	38人	540人

(3) 職員数の推移

部 門 別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数
一般行政	425	425	417	412	410	407	▲18
教育	64	61	61	62	65	69	5
普通会計計	489	486	478	474	475	476	▲13
公営企業等会計計	64	63	64	64	64	64	0
総合計	553	549	542	538	539	540	▲13

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5 年度	2,144,730 千円	350,934 千円	46,953 千円	2.19 %	2.09 %

(注) 1 職員給与費は、収益的支出職員 7 人分の額で算出している。資本的支出職員 6 人分の職員給与費は 52,436 千円である。

2 金額は税抜き表示である。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	4年度団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5 年度	13 人	46,611 千円	9,403 千円	19,619 千円	75,633 千円	5,818 千円	6,017 千円

(注) 1 職員手当には退職手当金、児童手当を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職委員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 金額は、税込表示である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
可 児 市	47.0 歳	320,455 円	484,070 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

ア 期末手当・勤勉手当

可 児 市			団体平均
1 人当たり平均支給額（5年度） 1,509 千円			1 人当たり平均支給額（4年度） 1,437 千円
（年度支給割合）			
	期末手当	勤勉手当	
一般職員	2.45 月分	2.05 月分	—
特定管理職員	2.05 月分	2.45 月分	
再任用職員	1.375 月分	0.975 月分	
（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%			—

イ 退職手当 4-(2)に同じ

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（５年度決算）		1,520 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（５年度決算）		116,921 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
可児市	3%	13 人	3%

エ 特殊勤務手当 制度は、４－(４)に同じ。

支 給 実 績（５年度決算）	28 千円
支 給 実 績（４年度決算）	- 千円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（４年度決算）	2,456 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（４年度決算）	246 千円
支 給 実 績（３年度決算）	2,167 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（３年度決算）	217 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給年額は、令和 6 年 3 月 31 日現在の総職員数から管理職員を除いた人数で算出。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	支給実績 （５年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額 （５年度決算）
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 10,000円 (3) 満 60 歳以上の父母、祖父母及び孫 6,500円 (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 6,500円 (5) 重度心身障がい者 6,500円	同	1,861 千円	265,786 円
住居手当	(1) 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額 (2) 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（上限 17,000 円）を 11,000 円に加算した額。	同	654 千円	327,000 円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、55,000 円を超えることはできない。	同	1,181 千円	98,419 円
管理職手当	職務の級 7 級 1 種 77,400 円 6 級 1 種 72,700 円 6 級 2 種 62,300 円 6 級 3 種 51,900 円 5 級及び 4 級 2 種 55,500 円 5 級及び 4 級 3 種 49,600 円	同	1,586 千円	528,600 円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に勤務した管理職手当支給対象職員に支給	同	0 円	0 円

(2) 下水道事業

注) 以下の数字は、地方公営企業決算状況調査に合わせるため、人数には部長及び上下水道料金課長は含まないが、給料、手当等の金額には、水道事業との折半分が含まれています。

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占める 職員給与費比率
5年度	2,350,953 千円	498,414 千円	61,045 千円	2.60%	2.52%

(注) 1 職員給与費は、収益的支出職員 8 人分の額で算出している。資本的支出職員 2 人分の職員給与費は 12,861 千円である。なお、管理職及び上下水道料金課長分は上水道事業と半分ずつ負担している。

2 金額は税抜き表示である。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	4年度団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	10 人	40,124 千円	5,915 千円	15,350 千円	61,389 千円	6,139 千円	5,935 千円

(注) 1 職員手当には退職手当金、児童手当を含まない。

2 職員数については、令和 5 年 3 月 31 日現在の人数である。管理職及び上下水道料金課長分は水道事業に含むため下水道事業には含まない。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 金額は、税込表示である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
可 児 市	42.7 歳	349,219 円	511,577 円
団 体 平 均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

ア 期末手当・勤勉手当

可 児 市			団体平均
1 人 当 た り 平 均 支 給 額（5 年 度）			1 人 当 た り 平 均 支 給 額（4 年 度）
1,535 千 円			1,424 千 円
（4 年 度 支 給 割 合）			
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	
一 般 職 員	2.45 月 分	2.05 月 分	—
特 定 管 理 職 員	2.05 月 分	2.45 月 分	
再 任 用 職 員	1.375 月 分	0.975 月 分	
（加 算 措 置 の 状 況）			
職 制 上 の 段 階、職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置			—
・ 役 職 加 算 5 ～ 20 %			

イ 退職手当 4-(2)に同じ

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（5 年度決算）		1,267 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5 年度決算）		126,676 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
可児市	3%	10 人	3%

エ 特殊勤務手当 制度は、4-(4)に同じ。

支 給 実 績（5年度決算）	3 千円
支 給 実 績（4年度決算）	- 千円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（5年度決算）	1,464 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（5年度決算）	163 千円
支 給 実 績（4年度決算）	1,428 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（4年度決算）	204 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給年額は、令和 6 年 3 月 31 日現在の総職員数から管理職員を除いた人数で算出。

カ その他の手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との制度との異同	支給実績 (5 年度 決 算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (5 年度 決 算)
扶養手当	(1) 配偶者 6,500円 (2) 満 22 歳 に 達 す る 日 以 後 の 最 初 の 3 月 31 日 までの間にある子 10,000円 (3) 満 60 歳 以 上 の 父 母 、 祖 父 母 及 び 孫 6,500円 (4) 満 22 歳 に 達 す る 日 以 後 の 最 初 の 3 月 31 日 までの間にある弟妹 6,500円 (5) 重度心身障がい者 6,500円	同	516 千円	172,000円
住居手当	(1) 月額 27,000 円 以下 の 家 賃 を 支 払 っ て い る 職員 家賃の月額から 16,000 円 を 控 除 し た 額 (2) 月額 27,000 円 を 超 え る 家 賃 を 支 払 っ て い る 職員 家賃の月額から 27,000 円 を 控 除 し た 額 の 2 分 の 1 (上 限 17,000 円) を 11,000 円 に 加 算 し た 額 。	同	599 千円	299,600円
通勤手当	通勤距離に応じ支給する。ただし、55,000 円 を 超 え る こ と は で き な い 。	同	481 千円	68,663円
管理職手当	職務の級 7 級 1 種 77,400 円 6 級 1 種 72,700 円 6 級 2 種 62,300 円 6 級 3 種 51,900 円 5 級 及 び 4 級 2 種 55,500 円 5 級 及 び 4 級 3 種 49,600 円	同	748 千円	747,600円
管理職特別	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又	同	0 千円	0 千円

勤務手当	は年末年始の休日に勤務した管理職手当支給対象職員に支給			
------	-----------------------------	--	--	--

（注）管理職手当及び管理職特別勤務手当は、下水道課長１人分で１人当たりを計算している。

8 職員の任免について

(1) 退職の状況

区分	定年	自己都合等	公務外死亡・傷病	応募認定	割愛(※2)	任期満了(※3)	合計
令和5年度	0(※1)	11	0	0	5	9	25

(※1) 定年の段階的引上げによるもの。(令和5年度定年年齢：61歳)

(※2) 割愛とは、公務員が身分を移すことをいう。

(※3) 任期付職員及び再任用職員の任期満了者(短時間勤務の者を除く。)

(2) 採用の状況(令和5年4月1日)

区分	一般事務職			土木技術職		建築技術職	保健師	福祉支援員	保育士	司書	割愛
	上級	初級	初級身体障がい者	上級	初級						
令和5年度	12	0	0	0	0	2	1	0	4	1	6

任期付職員(※3)	再任用職員(※4)	合計
0	0	26

(※3) 一定期間、一定の専門性を有するものを採用した場合の当該職員を任期付職員という。(短時間勤務の者を除く。)

(※4) 再任用職員とは、退職したもののうち勤務成績等を勘案し、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、任用する職員のことをいう。

9 職員の人事評価について

平成12年度から全職員を対象に人事評価を実施

① 目的

- ア. 組織全体のマネジメント体質の強化
- イ. 職員の能力開発
 - ・OJT(On The Job Training)による目標達成を通じての人材育成
 - ・管理監督者の指導育成力の向上
- ウ. 公正な人事の確保
 - ・意欲、チャレンジ精神の高揚
 - ・能力・適性にあった職員の適正配置

② 評価結果の具体的活用例

- ア. 主任職以上の勤勉手当の成績率査定
- イ. 課長、係長、主任主査、主査への昇任・昇格試験等の得点
- ウ. 職員の昇格、降任・降格及び昇給の査定
- エ. 適材適所の人事異動や能力開発施策の基礎資料等

10 勤務時間その他の勤務条件について

区分	勤務時間等
1週間の勤務時間	38時間45分 午前8時30分～午後5時15分 ※出先機関等については、各施設の開館時間に準じ、交替勤務等を実施しています。
休憩時間	12時～13時
育児・介護のための早出・遅出	28年度から開始
フレックスタイム制度	なし

1 1 休業に関する状況について

(1) 年次有給休暇

休暇日数等の概要	令和 5 年実績
全職員に対し、1 年につき 20 日間付与（最大 20 日を翌年に繰越し）	平均取得日数 14.0 日

(2) 病気休暇

休暇日数等の概要	令和 5 年度実績
職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、必要最小限の期間	172 件

(3) 特別休暇

休暇の概要	付与日数（限度日数）
選挙権その他公民としての権利を行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液を提供する場合の休暇	必要と認められる期間
自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合の休暇	5 日
結婚休暇	6 日
産前休暇	分娩予定日前 6 週間目から
産後休暇	分娩日後 8 週間
生後 1 年に達しない生児の保育のために授乳等を行う場合の休暇	1 日 2 回、30 分以内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	1 日につき 1 時間を超えない範囲内の期間
妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が保健指導等を受ける場合の休暇	必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合で、付添い等のための休暇	2 日
妻の産前 6 週間・産後 8 週間の期間中に出産に係る子または上の子（小学校就学前）の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	5 日
小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇	5 日
要介護者の介護を行うための休暇	5 日（介護者の人数に応じて最長 10 日）
忌引の休暇	親族に応じ 1 日から 7 日
父母の追悼のための特別な行事のための休暇	1 日
夏季休暇	6 月から 10 月の期間に 4 日
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合の当該住居の復旧作業等のための休暇	7 日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合の休暇	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇

休暇日数等	令和 5 年度実績
負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6 月の期間内	0 人

(5) 育児休業

休暇日数等	令和 5 年度実績
当該職員の子を養育するため、当該子が 3 歳に達する日まで	45 人

(6) 部分休業

休暇日数等	令和 5 年度実績
当該職員が、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと	17 人

(7) 育児短時間勤務

休暇日数等	令和 5 年度実績
当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで	2 人

1 2 職員の分限及び懲戒処分について

(1) 分限処分 (令和 5 年度)

免職	休職	降任
0 件	3 件	0 件

※分限処分とは、公務能率の維持を目的に、職員がその職責を十分に果たすることができないなど、一定の事由がある場合に行なう処分のことである。

(2) 懲戒処分 (令和 5 年度)

免職	停職	減給	戒告
0 件	0 件	0 件	0 件

※懲戒処分とは、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない行為があった場合に、その道義的責任を問い、職務遂行における秩序維持を図る制裁的処分のことである。

1 3 職員の服務の状況について

(令和 5 年度)

営利企業等の従事許可件数
26 件

※職員は、営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等ができないが、任命権者の許可を受けることで従事することができる。

1 4 職員の退職管理について

平成 28 年度から規則を制定しています。

1 5 職員の研修について

(令和 5 年度)

区 分	受講者数
新規採用職員研修	23 人
新任課長・新任係長研修	13 人
人事考課者研修	42 人
課長補佐・係長級職員研修	17 人
主任主査級職員研修	6 人
主査級職員研修	15 人
主任級職員研修	19 人
主事級職員研修	17 人
入庁 3 年目職員研修	15 人
メンタルヘルス・ハラスメント防止研修	21 人
メンター育成研修	20 人
定年延長者研修	21 人
市町村研修センターが実施する各種研修	191 人
派遣研修（全国市町村国際文化研修所、市町村職員中央研修所）	27 人
自己啓発としての自主的な研修活動	20 人

1 6 職員の福祉及び利益の保護について

(1) 公務災害認定件数 (令和 5 年度)

公務災害	通勤災害
7 件	0 件

(2) 健康診断受診者数 (令和 5 年度)

区 分	受診者数
入院ドック	0
半日ドック	390
年代別検診	53
一般検診	96
その他	2

1 7 公益通報制度の運営状況について

公益通報制度の状況 (令和 5 年度)

通報・相談件数	主な内容
0 件	—

※公益通報制度とは、市職員の職務に係る法令や倫理の違反について、内部職員（臨時職員等を含む）からの通報や相談を受け付ける制度のことである。

18 公平委員会からの報告事項

(1) 措置要求及び不服申立ての状況

(令和5年度)

区分		前年度未 処理件数	措置要求 及び申し 立て件数	処理件数	今年度未 処理件数
措置要求	給与	0	0	0	0
	勤務時間・休暇	0	0	0	0
	その他の勤務条件	0	0	0	0
不服申立て	分限処分	0	0	0	0
	懲戒処分	0	0	0	0
	転任	0	0	0	0

※上記の状況は、地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき、可茂広域公平委員会から市長に報告されます。